

15全史料協第55号  
平成16年1月30日

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会

座長 高山正也 様

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会長 高澤正良

## 21世紀日本のアーカイブズに関する要望について

内閣府では、昭和46年7月に国立公文書館が発足して以来、初めて、国立公文書館を始めとする我が国における公文書館に関する制度等の拡充・強化を図る方策を検討するため、平成15年4月に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を設置し、また同年12月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」をあらたに内閣官房長官のもとに設置されております。

これらの設置は、21世紀初頭に当たり、誠に時宜を得たものであり、私たち「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」(略称「全史料協」)(略称「全史料協」)は、心から敬意を表する次第です。

研究会では、6つの課題(国における公文書等の適切な管理と円滑な移管、制度を支える人材の養成、国立公文書館の体制整備、公文書等の電子化への対応、デジタルアーカイブへの対応、地方における公文書等の保存)を掲げ、「中間取りまとめ」及び「諸外国における公文書等の管理・保存・利用等にかかる実態調査報告書」を公表し、これらの課題のほかに法的整備の問題等をあわせて、直ちに対応すべき事項と中長期的に検討されるべき課題を報告されました。私たち全史料協は、このことを我が国における初めてのこととして、高く評価します。

懇談会では、今後、残された課題等が検討されるものと推察いたしますが、全史料協としましては、アーカイブズの管理、保存及び利用に係る制度が、研究会のこの画期的な報告を踏まえられ、内閣府において一層進展・充実されることを願っております。

つきましては、別紙のとおり、アーカイブズに関わる法的整備、アーキビスト養成制度及びネットワーク化に関わる事項について、要望いたします。

懇談会におかれましては、この要望に御配慮を賜り、21世紀の日本のアーカイブズ

の充実のため、御検討くださいますようお願い申し上げます。

[別紙 福田官房長官宛と同文につき省略]